

農業委員募集

農地利用最適化推進委員

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、委員を募集します。個人や農業者団体等からの推薦、又は本人による応募をお待ちしています。推薦、応募の方法等は、下記要項のとおりです。

◆ 募 集 要 項 ◆

項目	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
応募方法	○自薦又は他薦によります。 ○所定の届出書（個人推薦、団体推薦、応募（自薦）の3種類があります）に必要事項を記入のうえ、郵送又は農業委員会事務局、各総合事務所内駐在室へご持参ください（持参される場合は、市役所開庁日の午前8:30から午後5:15までをお願いします）。 ○所定の届出書は、農業委員会事務局、各総合事務所内駐在室で配布するほか、市役所ホームページからダウンロードできます。	
応募受付期間	令和7年10月6日(月)から令和7年11月7日(金)まで 【必着】	
対象者	農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進*に関する事項やその他農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人 ※「農地利用の最適化の推進」とは、次の3つのことを言います。 ① 担い手への農地の集積と集約化 ② 遊休農地の発生防止と解消 ③ 新規就農の促進	農業に関する識見を有し、担当する区域において、農地利用の最適化の推進のための活動ができる人
募集委員数	24人 （うち中立委員 2人程度） ※地区ごとの募集人数はありません。 ※「中立委員」とは、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない人です。	36人 ※地区ごとに募集人数を定めます。（別表のとおり）

任期	令和8年4月29日～令和11年4月28日 (3年間)	委嘱された日(令和8年4月30日の予定) ～令和11年4月28日
報酬	月額：35,000円	月額：32,000円
主 職 務	<p>推進委員と連携した以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回、農地部会に出席し、農地の権利移動及び農地転用許可等に係る審議 ○担い手への農地集積と集約化 ○遊休農地の発生防止と解消 ○農業への新規参入の促進業務 ○その他農業委員会の所掌事項 	<p>農業委員と連携した以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回、農地部会に出席し、担当地域における農地の権利移動の状況等を把握 ○担い手への農地集積と集約化 ○遊休農地の発生防止と解消 ○農業への新規参入の促進業務 ○その他農業委員会の所掌事項
選 任 格	次のいずれかに該当する人は、委員となるできません。	
	<ul style="list-style-type: none"> ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない人 ○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ○教育委員会や公平委員会委員など、他の法令で農業委員との兼職が禁止されている人 	<ul style="list-style-type: none"> ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない人 ○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ○委嘱する時点で、農業委員である人
選 任 方 法	<p>推薦を受けた人及び応募した人の中から候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、市長が任命します。</p> <p>※農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します(必要に応じて面接を行う場合があります)。</p> <p>※法律の規定等により、選考にあたっては、次の条件があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定農業者が過半を占めること。 ② 中立委員を含めること。 <p>※次の点に配慮します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委員の配置は、地区別に偏りがないように配慮します。 ② 年齢や性別に偏りがないように配慮します。 	<p>推薦を受けた人及び応募した人の中から選定し、農業委員会が委嘱します。</p> <p>※農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。</p> <p>※農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します(必要に応じて面接を行う場合があります)。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両委員とも上越市の特別職の非常勤職員です。 ○ 秘密保持の義務があります。委員の職務上で知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らすことができません。 ○ 応募の状況については、市ホームページで公表します。なお、公表内容は、住所、生年月日及び連絡先以外の届出書に記載された事項です。 	

《別表》

＜農地利用最適化推進委員の担当区域（地域自治区）と募集人数＞

地区No.	地区の区域	募集人数
1	高田区、金谷区、春日区、三郷区、和田区	4人
2	新道区、諏訪区、津有区、高士区	4人
3	直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区 谷浜・桑取区	4人
4	安塚区	2人
5	浦川原区	2人
6	大島区	2人
7	牧区	3人
8	柿崎区	3人
9	大潟区	1人
10	頸城区	2人
11	吉川区	2人
12	中郷区	1人
13	板倉区	1人
14	清里区	1人
15	三和区	2人
16	名立区	2人
合 計		36人

■連絡・問合せ先■

上越市役所 農業委員会事務局

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 (木田第二庁舎)

TEL 025-520-5813 (直通) FAX 025-520-5853